

船橋市定期報告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項及び第3項の規定に基づく建築物、建築設備（昇降機を除く。以下同じ。）及び防火設備（以下「建築物等」という。）の定期報告について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び建築基準法施行細則（昭和59年船橋市規則第77号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、本要綱で必要な事項を定め、定期報告制度の推進と適切な運用を図ることを目的とする。

(要是正の指摘がある場合)

第2条 建築物等の所有者又は管理者は、定期調査又は定期検査の結果、「既存不適格」の項目を除く「要是正の指摘あり」の項目がある場合、あらかじめ調査者又は検査者と協議した上で適切な改善計画を策定し、定期報告書に改善予定年月を明示するものとする。

2 建築物等の所有者又は管理者は、定期報告書の提出時期までに前項の改善計画を策定できないやむを得ない理由がある場合は、定期報告書の提出後、速やかに改善計画を策定し、改善計画書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 建築物等の所有者又は管理者は、提出した改善計画書について改善措置を実施し、改善が完了した場合は、速やかに改善完了報告書（第2号様式）に完了状況がわかる写真を添付し、市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項の改善計画が策定されていない定期報告書を受理した場合は、建築物等の所有者又は管理者に対し、速やかに改善計画を策定し又は改善措置を実施し報告するよう、法第12条第5項の規定に基づき求めるものとする。

(定期報告書の作成)

第3条 定期報告書は、棟ごとに作成するものとする。ただし、同一敷地内に用途上不可分の建築物が複数ある場合その他一括して報告しても支障がないと建築指導課長が判断する場合にあっては一括して報告することができる。

(定期報告の対象でない場合)

第4条 建築物の所有者又は管理者は、定期報告の対象であった建築物が、廃止、休止等の理由により対象でなくなった場合は、定期報告に該当しない旨の届出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(定期報告の内容に変更があった場合)

第5条 建築物の所有者又は管理者は、定期報告の対象の建築物の内容に変更が生じた場合又は休業していた建築物の使用再開等の理由により定期報告の対象となった場合は、定期報告内容変更届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 定期報告の対象の建築設備又は防火設備の所有者又は管理者は、建築設備又は防火設

備を変更、廃止若しくは休止又は再開した場合は、細則第15条第5項の規定により、特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（細則第16号様式）を市長に提出するものとする。

（提出部数及び提出先）

第6条 定期報告書、改善計画書及び改善完了報告書の提出部数は、正本1部及び副本1部とし、正本は特定行政庁用、副本は所有者又は管理者用とする。ただし、定期報告概要書は正本1部とする。また、定期報告に該当しない旨の届出書、定期報告内容変更届及び特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届の提出部数は正本1部とする。

2 定期報告書及びこの要綱に規定する書類の提出先は船橋市役所建築指導課とし、持参又は郵送により提出するものとする。郵送による副本の返却を希望する場合は、あらかじめ返送先を明記した上で返送に必要な額の切手を貼付した返信用封筒を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

改善計画書

(建築基準法第12条第5項に基づく報告)

年 月 日

船橋市長 あて

(所有者又は管理者)

住所

氏名

⑩

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

定期調査・定期検査の結果、下記の改善を要する箇所があり、改善計画を策定いたしましたので報告いたします。

記

1. 建築物名称 _____
2. 建築物所在地 _____
3. 特定建築物の定期調査報告年月日
 - ・調査実施日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 - ・報告受理日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
4. 建築設備の定期検査報告年月日
 - ・検査実施日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 - ・報告受理日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
5. 防火設備の定期検査報告年月日
 - ・検査実施日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 - ・報告受理日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
6. 指摘項目・内容

調査・検査項目		指摘の内容等	改善計画内容	改善(予定)年月
種別	番号			
※受付欄		※決裁欄		

- 注1 複写し、正本1部及び副本1部の合計2部提出してください(添付書類も含む)。
 2 記入欄が不足する場合は、行を追加するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
 3 必要に応じて指摘箇所を示した図面を添付してください。
 4 ※印の欄は記入しないでください。

改善完了報告書

(建築基準法第12条第5項に基づく報告)

年 月 日

船橋市長 あて

(所有者又は管理者)

住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

このたび、下記の項目について完了いたしましたので報告いたします。

記

- 1. 建築物名称 _____
- 2. 建築物所在地 _____
- 3. 特定建築物の定期調査報告年月日
・調査実施日 _____ 年 月 日 ・報告受理日 _____ 年 月 日
- 4. 建築設備の定期検査報告年月日
・検査実施日 _____ 年 月 日 ・報告受理日 _____ 年 月 日
- 5. 防火設備の定期検査報告年月日
・検査実施日 _____ 年 月 日 ・報告受理日 _____ 年 月 日
- 6. 改善項目・内容

調査・検査項目		指摘の内容等	改善内容	改善完了年月日
種別	番号			
※受付欄		※決裁欄		

- 注1 複写し、正本1部及び副本1部の合計2部提出してください(添付書類も含む)。
- 2 完了状況が分かる写真を必ず添付し、必要に応じて位置を示した図面を添付してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、行を追加するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

定期報告に該当しない旨の届出書

年 月 日

船橋市長 あて

(所有者又は管理者)

住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

・ 建築物名称

・ 建築物所在地

上記建築物の定期報告について下記のとおり届け出ます。

(※ 該当するチェックボックスにチェックし、必要な事項を記入する。)

記

建築物がない

思いあたらない

除却済 (年 月ごろ)

工事中 (年 月ごろ完了予定)

用途・規模が対象外

下欄に建築物の概要を記入してください (各階用途別床面積、使用状況等)

--

現在未使用 (建築物全体)

(転売予定 除却予定 改修予定 その他 (年 月ごろ))

定期報告対象となる建築設備・防火設備がない

建築設備 (機械排煙設備・予備電源別置型非常用照明) がない

防火設備 (随時閉鎖式防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー) がない

※受付欄	※決裁欄
------	------

注 ※印の欄は記入しないでください。

年 月 日

船橋市長 あて

(所有者又は管理者)

住所

氏名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

建築基準法第12条（第1項・第3項）の規定による定期報告について、前回の報告内容から変更がありましたので下記の通り届け出ます。

記

1. 所在地			
2. 建築物名称 用途	(用途)		
3. 変更内容		旧	新
	所有者	住所 氏名	住所 氏名
	管理者	住所 氏名	住所 氏名
	建築物名称		
	建築物用途		
	増築等による 階数・面積	階 m ²	階 m ²
	設備設置数	設備の種類 台・基	設備の種類 台・基
	その他		
4. 再開等 年月日	使用中止	年 月 日	
	使用再開	年 月 日	
	その他	年 月 日 (内容)	
※受付欄	※決裁欄		

注1 建築物の増築等及び建築設備の増設等の届出時は関係図書を添付してください。

2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

3 ※印の欄は記入しないでください。